

木造一戸建て住宅耐震化支援事業要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、県下の各市町村で実施する耐震診断により危険と判定された木造一戸建て住宅を建替える建築主に対し、財団法人神奈川県建築安全協会(以下「協会」という。)が、既存建築物の除却工事費の一部を助成することにより、住宅の耐震化の促進を支援しようとするものである。

(事業内容)

第2条 協会は、次条に掲げる助成の要件を満たす建築計画の建築主に対し、新築する住宅の中間検査又は建て方工事が終わった後に除却工事費助成金を1件あたり10万円支給するものとする。

(助成の要件)

第3条 助成の要件は、次に掲げるものとする。

- ① 耐震診断の結果が総合評点0.7未満と判定された木造一戸建て住宅を除却し、建替えるものであること。
- ② 新築住宅の確認済証を協会又は県下の特定行政庁において取得するもの(平成23年9月1日以降に確認申請をしたものに限る。)であること。
- ③ 建築主が個人であること。

(申請の手続き)

第4条 助成金の支給を受けようとする建築主(以下「申請者」という。)は、新築する住宅の確認済証取得後に、「除却工事費助成金申請書」(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して協会に申請するものとする。ただし、新築する住宅が協会において確認済証を取得するものである場合は、確認申請と同時に申請できるものとし、③及び④に掲げる書類の添付は要さないものとする。

- ① 木造住宅耐震診断結果書の写し1部
- ② 除却工事前の写真(既存住宅が写っているもの)1枚
- ③ 新築住宅の確認申請書(平成23年9月1日以降に申請したもの)第1面から第3面までの写し及び案内図・配置図各1部
- ④ 新築住宅の確認済証の写し1部

2 前項の申請があった場合、協会は、当該建築計画が前条の助成の要件を満たすものであることを確認し、申請者に「助成要件適合確認通知書」(第2号様式)を交付するものとする。

(助成金の請求)

第5条 申請者は、新築する住宅の中間検査が完了した後、中間検査合格証の写しを添付して「除却工事費助成金請求書」(第3号様式)を協会に提出するものとする。

2 前項において、新築する住宅が中間検査の規定が適用されない建築物である場合は、中間検査合格証の写しに替えて、建て方工事が終わっていることを示す写真を添付するものとする。

(助成金の支払)

第6条 協会は、前条に基づく助成金の請求があった場合、速やかに助成金を申請者の銀行口座に振り込むものとする。

付則 この要綱は、平成23年9月1日より施行する。